

○ 組合員の貸付に関する細則

(昭和46年 4月13日)
(佐共細則第39号)

改正	昭和48年	5月	9日	細則第	48号	昭和49年	3月	28日	細則第	54号
	昭和50年	5月	16日	細則第	60号	昭和51年	11月	2日	細則第	64号
	昭和52年	1月	31日	細則第	65号	昭和53年	2月	4日	細則第	71号
	昭和54年	3月	22日	細則第	72号	昭和55年	2月	27日	細則第	75号
	昭和56年	3月	3日	規程第	78号	昭和57年	3月	22日	細則第	81号
	昭和58年	3月	25日	細則第	83号	昭和59年	2月	27日	細則第	86号
	昭和59年	11月	22日	細則第	89号	昭和61年	2月	19日	細則第	94号
	昭和62年	9月	2日	細則第	95号	平成 元年	6月	17日	細則第	99号
	平成 2年	2月	28日	細則第	102号	平成 2年	6月	4日	細則第	103号
	平成 3年	5月	30日	細則第	109号	平成 4年	4月	13日	細則第	113号
	平成 5年	2月	12日	細則第	116号	平成 6年	1月	14日	細則第	118号
	平成 6年	5月	30日	細則第	122号	平成 7年	2月	14日	細則第	123号
	平成 7年	7月	26日	細則第	124号	平成 7年	9月	4日	細則第	125号
	平成 8年	2月	14日	細則第	126号	平成 8年	3月	21日	細則第	127号
	平成 9年	2月	13日	細則第	129号	平成10年	2月	17日	細則第	132号
	平成11年	3月	5日	細則第	134号	平成12年	6月	26日	細則第	136号
	平成12年	11月	7日	細則第	137号	平成13年	2月	27日	細則第	138号
	平成14年	2月	26日	細則第	139号	平成14年	7月	8日	細則第	141号
	平成15年	3月	3日	細則第	145号	平成16年	2月	24日	細則第	149号
	平成18年	2月	20日	細則第	153号	平成18年	3月	24日	細則第	156号
	平成19年	3月	1日	細則第	162号	平成19年	9月	3日	細則第	164号
	平成21年	2月	23日	細則第	174号	平成22年	2月	24日	細則第	181号
	平成23年	5月	30日	細則第	186号	平成24年	3月	26日	細則第	190号
	平成25年	2月	28日	細則第	192号	平成26年	2月	26日	細則第	193号
	平成27年	10月	14日	細則第	199号	平成28年	2月	29日	細則第	200号
	平成31年	4月	22日	細則第	213号	令和 2年	6月	24日	細則第	219号
	令和 4年	2月	18日	細則第	222号	令和 4年	10月	31日	細則第	223号

(目的)

第1条 この細則は、佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（昭和46年2月25日佐共規程第88号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付金の限度額の算定の基礎となる給料又は報酬)

第2条 規程第5条第1項第1号イに掲げる職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第1項に規定する教育長を含む。以下同じ。）である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、当該職員に係る条例の規定が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる金額（100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

- (1) 給料と扶養手当その他の手当とに区分して支給することとされている場合 当該給料の月額に1.25を乗じて得た金額
 - (2) 給料以外には扶養手当その他の手当は支給しないが、給料の中に当該手当を含む旨が規定されている場合 当該給料の月額
 - (3) 給料と扶養手当その他の手当とを区分することなく支給することとされている場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該支給される給与の月額
- 2 規程第5条第1項第1号ハに掲げる職員である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる報酬（規程第5条第1項第1号ハに規定する報酬をいう。以下同じ。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当

該各号に掲げる金額（100 円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

（令 4 細則 223・一部改正）

- (1) 報酬の額が月額で定められている者 当該月数
（令 4 細則 223・一部改正）
- (2) 報酬の額が日額で定められている者 当該日額の 22 倍に相当する金額
（令 4 細則 223・一部改正）
- (3) 報酬の額が時間給で定められている者 1 時間当たりの額に 1 週間当たりの勤務時間の 52 倍に相当する時間数を乗じた額を 12 で除して得た金額
（令 4 細則 223・追加）

3 規程第 5 条第 1 項第 1 号ニに掲げる者に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額（100 円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

- (1) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 141 条第 1 項に規定する組合職員 佐賀県市町村職員共済組合職員給与規程（昭和 37 年佐共規程第 4 号）に規定する給料の月額
- (2) 法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人の役職員、法第 141 条の 3 に規定する定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び法第 141 条の 4 に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員 次に定める金額
 - ア 当該法人の役員については、その支給を受ける給与のうち第 1 項の規定により算定された金額に相当する金額
 - イ 当該法人の職員については、規程第 5 条第 1 項第 1 号ニに規定する月額をもって支給されるものに相当する金額

（平 27 細則 199・追加）

（貸付けの制限）

第 2 条の 2 組合員が貸付申込日現在において、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを行わない。ただし、規程第 3 条第 6 項に規定する高額医療貸付及び同条第 7 項に規定する出産貸付（以下「高額医療貸付及び出産貸付」という。）の貸付けについては、この限りではない。

（平 16 細則 149・一部改正，平 27 細則 199・旧第 2 条繰下）

- (1) 貸付けの申込みをするときにおいて、当該貸付けの申込額に対する毎月の償還予定額及び組合からの既貸付金に対する毎月の償還額（期末手当等（法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する期末手当等をいう。以下同じ。）からの償還額を除く。以下この条において同じ。）の合計額と金融機関等（臨時金利調整法（昭和 22 年法律第 181 号）第 1 条第 1 項に定める金融機関又は他の法令の規定により設立されたもののうち貸付事業を行っている団体若しくは互助会等をいう。以下同じ。）からの借入金に対する毎月の償還額の合算額（以下次号において「月例償還額」という。）が、給料（規程第 5 条第 1 項第 1 号に規定する給料をいう。以下この条において同じ。ただし、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料の一部が減額されている者（以下「部分休業等減額者」という。）にあっては、減額後の給料とする。）の 100 分の 30 に相当する額を超えるとき。

（平 22 細則 181・平 27 細則 199・一部改正，令 2 細則 219・全部改正）

- (2) 貸付けの申込みをするときにおいて、月例償還額に 12 を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額（他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。）に 2 を乗じて得た額の合計額が、給料（部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。）に 12 を乗じて得た額及び期末手当等の額（この場合、給料（部分休業等減額者にあつては、減額後の給料とする。）に 4 を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。）の合計額の 100 分の 30 に相当する額を超えるとき。

（平 18 細則 156・平 22 細則 181・一部改正，平 23 細則 186・旧第 2 号線下・一部改正，
平 26 細則 193・一部改正，令 2 細則 219・全部改正）

(3) 給料の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。
（平 23 細則 186・追加，令 2 細則 219・全部改正）

(4) 給料（規程第 5 条第 1 項第 1 号ハに規定する報酬を除く。）その他の給与（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。）若しくは報酬の差押え又は保全処分を受けているとき。

（平 22 細則 181・追加，平 23 細則 186・旧第 3 号線下・一部改正，平 26 細則 193・一部改正，令 2 細則 219・全部改正，令 4 細則 223・一部改正）

(5) 貸付事故者に係る貸付けの取扱基準第 2 項に定める貸付事故者となったとき。

（平 15 細則 145・追加，平 22 細則 181・旧第 3 号線下，平 23 細則 186・旧第 4 号線下）

（貸付の対象）

第 2 条の 3 規程第 3 条第 3 項に規定する「自己の用に供するため」とは、組合員及び家族が常時居住し、かつ、生活の本拠とするためのものであり、投資又は賃貸の目的とするものは含まない。

（平 9 細則 129・一部改正，平 15 細則 145・旧第 2 条線下）

2 組合員が住宅を新築し、増築し、改築し、修理若しくは購入するうち、店舗、貸室、事務所、倉庫等の非住宅部分があるときは、当該非住宅部分は貸付けの対象外とする。

（平 6 細則 122・追加，平 9 細則 129・一部改正，平 15 細則 145・旧第 2 条線下，
平 27 細則 199・旧第 2 条の 2 線下）

（在宅介護対応住宅の構造等）

第 2 条の 4 規程第 5 条第 4 項に定める要介護者に配慮した構造を有する住宅（以下「在宅介護対応住宅」という。）の構造等については、段差の解消、手すりの設置又は将来設置可能な下地補強、車いすが利用できる幅の廊下・居室等の構造、洋式で広いトイレ、入浴しやすい浴槽等を基準とする。また、ホームエレベーター、天井走行リフト、階段昇降機、段差解消機等の介護機器を設置する場合も含まれるものとする。

（平 8 細則 126・本条追加，平 15 細則 145・旧第 2 条の 2 線下，平 27 細則 199・旧第 2 条の 3 線下）

（貸付けの申込期日）

第 3 条 規程第 8 条に規定する貸付け申込みは、毎月 5 日（当日が土曜日、日曜日又は休日に当るときはその前日）に締切るものとする。ただし、高額医療貸付及び出産貸付については、この限りではない。

（昭 48 細則 48・昭 56 細則 78・昭 59 細則 89・平 6 細則 122・平 15 細則 145・平 16 細則 149
・一部改正）

（貸付申込書に添付する書類）

第 3 条の 2 規程第 8 条第 1 項に規定する貸付申込書に添付する書類は別表第 1 の左欄に掲げる貸付けの区分に応じ、当該右欄に掲げるものとする。

（平 6 細則 122・一部改正）

2 理事長は、前項に定める書類のほか、必要に応じ、その他の書類の提出を求めることができる。

3 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けを申込み者が第 1 項の規定により貸付申込書に添付する借入状況等申告書（様式第 8 号）には、他の金融機関等からの借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類（住宅ローン申込書（写）、融資決定通知書（写）、償還表（写）等）を添付しなければならない。

（平 18 細則 156・追加）

4 前 3 項の規定にかかわらず、理事長が確認書類の提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

（平 18 細則 156・追加）

（所属所長の責務）

第3条の3 所属所長は、理事長が必要と認める場合は、貸倒事故防止のための調査等に協力するとともに、未償還元利金の回収に努めなければならない。

（平15細則145・追加，平16細則149・令2細則219・一部改正）

（借受人の異動）

第4条 借受人は、その氏名、住所若しくは所属所に変更があったとき、又は組合員の資格を失ったときは、遅滞なく組合員異動報告書（運営規則別紙様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

第5条 削除

（貸付けの決定）

第6条 規程第10条に規定する貸付金決定通知書は、毎月15日までに所属所長に送付するものとする。ただし、高額医療貸付及び出産貸付については、随時送付するものとする。

（昭59細則89・平12細則137・平16細則149・令2細則219・一部改正）

（貸付の基準）

第6条の2 規程第3条第3項及び第4項の規定による貸付のうち住宅の敷地を購入するため貸付けを受けるときの貸付の対象となる面積は、400平方メートル以内とし、売買契約書に定める1平方メートル当りの金額に購入面積（その面積が400平方メートルをこえるときは、400平方メートルとする。）を乗じて得た金額を貸付金額とする。

（一部負担金の負担率及び算出方法）

第6条の3から第6条の5まで 削除（平26細則193）

（書類の返還）

第6条の6 理事長は貸付金の償還が完了したときは、遅滞なく借用証書を借受人に返還するものとする。ただし、理事長は、必要と認める場合は、所属所長を経由して返還することができる。

（令2細則219・一部改正）

（貸付金の交付）

第7条 高額医療貸付及び出産貸付以外の借受人は、第6条の貸付金決定通知を受けたときは、規程第11条第1項の規定による借用証書に所定の事項を記入し、借受人において署名押印し、印鑑登録証明書を添え、貸付金交付の月の20日までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経由して提出することができる。

（昭59細則89・平16細則149・令2細則219・令4細則222・一部改正）

2 高額医療貸付及び出産貸付の借受人は、前項に規定する借用証書に印鑑登録証明書を添え、直ちに理事長に提出しなければならない。ただし、借受人（任意継続組合員である場合を除く。）は、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経由して提出することができる。

（昭59細則89・追加，平16細則149・令2細則219・令4細則222・一部改正）

3 前2項の借用証書に押印する借受人の印鑑は、添付する印鑑登録証明書の印鑑と同一でなければならない。

（昭59細則89・令4細則222・一部改正）

4 理事長は、第1項及び第2項の書類を受領したときは、貸付金交付の日前に貸付金送付通知書（様式第1号）を借受人に送付するものとする。ただし、理事長は、必要と認める場合は、所属所長を経由して借受人（任意継続組合員である場合を除く。）に送付することができる。

（昭59細則89・平12細則137・令2細則219・一部改正）

5 理事長は、貸付金を交付したときは、直ちに、借受人別に貸付金台帳を作成し、これを整理保管しなければならない。

（平12細則137・全部改正）

6 規程第11条第2項に規定する貸付金交付の日は、毎月末日（12月については24日）とする。ただし、交付の日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときはその前日とする。

（平 12 細則 137・令 2 細則 219・一部改正）

- 7 規程第 3 条第 5 項第 1 号に規定する医療貸付及び同条同項第 2 号に規定する入学貸付並びに高額医療貸付及び出産貸付については、前項の規定にかかわらず、随時交付するものとする。

（昭 56 細則 78・追加，昭 59 細則 89・平元細則 99・平 16 細則 149・一部改正）

（貸付金の分割交付）

第 8 条 削除（平 8 細則 126）

（修学貸付に係る償還方法）

- 第 8 条の 2** 規程第 14 条第 1 項に定める修学貸付の償還については、借受人から特に申出がない限り、修業年限を経過するまでの間は、貸付決定の翌月から修業年限に達するまでは、貸付決定の月に交付された貸付金の額についての利息のみを償還し、修業年限を経過した翌月からは規程に定める償還表による元利均等額を償還するものとする。

（昭 48 細則 48・本条追加，平 18 細則 156・平 28 細則 200・一部改正）

- 2 規程第 14 条第 1 項第 4 号に定める借受人からの申出により修業年限の満了前に償還を開始することについて理事長が特に必要と認め、その認めた日の属する月の翌月から規程に定める償還表による元利均等額を償還する場合は、その後は修業年限の期間内であったとしても、再び当該元金の償還を据え置いて利息のみの償還とすることはできないものとする。

（平 28 細則 200・追加，令 2 細則 219・一部改正）

（貸付後における提出書類）

- 第 9 条** 借受人は、貸付金の対象となった住宅の工事に着手したときは、遅滞なく工事着工届（様式第 2 号）を、工事が完了したときは、3 月以内に工事完了届（様式第 3 号）に組合員名義で登記した登記簿謄本又は登記事項証明書（以下この条において「登記簿等」という。）及び住民票を添え理事長に提出しなければならない。

（平 18 細則 156・平 22 細則 181・平 26 細則 193・令 2 細則 219・一部改正）

- 2 借受人は、貸付金の対象となった住宅を購入したときは、3 月以内に購入完了届（様式第 3 号）に組合員名義で登記した登記簿等及び住民票を添え理事長に提出しなければならない。

（平 18 細則 156・平 22 細則 181・平 26 細則 193・令 2 細則 219・一部改正）

- 3 借受人は、貸付金の対象となった住宅の敷地を購入したときは、3 月以内に購入完了届（様式第 3 号）に、組合員名義で登記した登記簿等を添え理事長に提出し、規程第 12 条の規定による住宅を建築したときは、組合員名義で登記した登記簿等及び住民票を理事長に提出しなければならない。

（平 15 細則 145・全部改正，平 18 細則 156・平 22 細則 181・平 26 細則 193・令 2 細則 219・一部改正）

第 10 条 削除（平 18 細則 153）

第 10 条の 2 削除（平 19 細則 164）

第 10 条の 3 削除（平 18 細則 153）

第 10 条の 4 削除（平 7 細則 125）

（償還の手続き）

- 第 11 条** 高額医療貸付及び出産貸付以外の借受人の給与支給機関は、給与支給日に、規程第 15 条により控除した金額をとりまとめ、その月に組合の貸付経理の口座（以下「貸付口座」という。）に払い込まなければならない。

（昭 59 細則 89・平 16 細則 149・平 22 細則 181・一部改正）

- 2 規程第 14 条第 6 項に規定する一部繰上償還の金額は、1 回 3 万円以上とする。ただし、修学貸付の据置期間中の一部繰上げ償還の金額は、1 回 5 万円の倍数とする。

（昭 48 細則 48・昭 56 細則 78・昭 61 細則 94・平 8 細則 126・平 13 細則 138・平 19 細則 162・

平 28 細則 200・一部改正)

- 3 借受人は、規程第 14 条第 6 項に規定する未償還元利金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、毎月 10 日までに償還金払込書（様式第 4 号）を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経由して提出することができる。

（平 8 細則 126・平 12 細則 137・平 16 細則 149・令 2 細則 219・一部改正）

- 4 理事長は、前項の払込書を受領したときは、償還表と突合、繰上償還による償還金額を算定し、特別償還金一覧表を借受人に送付するものとする。ただし、理事長は、必要と認める場合は、所属所長を経由して送付することができる。

（平 12 細則 137・平 16 細則 149・令 2 細則 219・一部改正）

- 5 借受人は、前項の一覧表に記載された金額をその月の 26 日までに貸付口座に払い込まなければならない。

（平 6 細則 122・平 12 細則 137・令 2 細則 219・一部改正）

- 6 規程第 3 条の規定による貸付けを受けている者で、佐賀県市町村職員共済組合貯金規程の規定による貯金の積立額のうちから規程第 14 条第 6 項に規定する繰上げ償還を希望する者は、償還金払込書とともに貸付償還金自動振替申出書を理事長に提出するものとする。

（平 8 細則 126・平 16 細則 149・一部改正）

- 7 理事長は、前項の申出書を受領したときは、当該申出者の貯金口座の残高が貸付金の繰上償還元利金の額を超える場合において、自動振替の手続きをとるものとする。

（昭 56 細則 78・一部改正）

- 8 前項の自動振替が完了したときは、その旨を借受人に通知するものとする。

（育児休業又は介護休業期間に係る償還方法）

第 12 条 規程第 14 条第 5 項に規定する理事長が別に定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 償還の猶予を希望する者は、償還猶予申出書（様式第 5 号）を猶予期間開始月の前月 10 日までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経由して提出することができる。

（平 12 細則 137・令 2 細則 219・一部改正）

- (2) 償還の猶予が終了した月の翌月からの償還については、償還を猶予しなかったとしたならば、償還表において当該月に償還することとなる償還額から償還する。

- (3) 償還を猶予した期間の各月分の未償還額の償還については、当該償還を猶予した月に償還を猶予した期間に相当する月数を加えた月に対応する月に、当該償還を猶予した月に償還することとされていた償還額を償還する。

（平 4 細則 113・追加，平 14 細則 141・一部改正）

（他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け）

第 13 条 規程第 19 条の規定による貸付けを受けようとする者は、貸付申込書に、貸付金未償還額証明書（様式第 6 号）を添え、理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経由して提出することができる。

（平 12 細則 137・令 2 細則 219・一部改正）

- 2 規程第 9 条、規程第 9 条の 2 及び第 2 条の 2 第 1 号から第 5 号までの規定は、規程第 19 条に規定する貸付けについて準用する。ただし、他の組合又は国の組合において、第 2 条の 2 第 1 号及び第 2 号に規定する審査基準と同程度の審査を経て貸し付けられたものであると認められる貸付けについては、同条第 1 号及び第 2 号の規定を適用しないことができる。

（平 23 細則 186・追加，平 24 細則 190・令 2 細則 219・一部改正）

（退職派遣者が職員として採用された場合の貸付け）

第14条 規程第20条の規定による貸付けを受けようとする者は、派遣期間中に金融機関等から借入れを行う際に、借換貸付に係る事前確認申出書兼通知書（様式第7号）及びこの細則の別表第1に定められた添付書類を理事長に提出し、事前確認を得なければならない。ただし、理事長が必要と認める場合は、派遣元の所属所長を経由して提出し、事前確認を得ることができる。

（平14細則141・追加，令2細則219・一部改正）

2 採用後の借換えに係る貸付けの申込みは、貸付申込書に前項の借換貸付に係る事前確認申出書兼通知書及び金融機関等が発行する残高証明書等を添付し、採用の日から3月以内に行わなければならない。

（平14細則141・追加，平16細則149・一部改正）

（実地調査）

第15条 理事長は、貸付けに際し又は貸付けを行った後、実地調査その他の方法により、適正な貸付けの励行及び債権の保全に努めなければならない。

2 理事長は、前項に規定する実地調査を所属所長に委託することができる。

3 借受人は、前2項に規定する調査を正当な理由なく拒んではならない。

（平6細則122・追加，平14細則141・旧第14条繰下）

（この細則の実施に関し必要な事項）

第16条 この細則で定めるもののほか、貸付けの実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

（平15細則145・全部改正）

附 則

この細則は、昭和46年4月13日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年5月9日細則第48号抄）

この細則は、昭和48年5月9日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月28日細則第54号抄）

この細則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年5月16日細則第60号抄）

この細則は、公告の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年11月2日細則第64号抄）

1 この細則は、昭和51年9月9日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、改正後の組合員の貸付に関する細則（以下「改正後の細則」という。）第6条の2第2項及び第3項並びに第10条以外の部分の規定は、同年10月1日から施行する。

2 佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程の一部を改正する規程（昭和51年7月7日規程第156号）附則第2項に規定する理事長が別に定めるものは、施行日の前日までに死亡又は退職した借受人に対する貸付けとする。

附 則（昭和52年1月31日細則第65号抄）

この細則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月4日細則第71号抄）

1 この細則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 改正後の組合員の貸付に関する細則は、この細則の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月22日細則第72号抄）

この細則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月27日細則第75号抄）

1 この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

- 2 改正後の組合員の貸付に関する細則は、この細則の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 3 月 3 日細則第 78 号抄）

この細則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 22 日細則第 81 号抄）

- 1 この細則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の組合員の貸付に関する細則は、この細則の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 3 月 25 日細則第 83 号抄）

- 1 この細則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の組合員の貸付に関する細則は、この細則の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 2 月 27 日細則第 86 号抄）

- 1 この細則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の組合員の貸付に関する細則は、この細則の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 11 月 22 日細則第 89 号抄）

この細則は、昭和 59 年 11 月 22 日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 2 月 19 日細則第 94 号抄）

この細則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 9 月 2 日細則第 95 号抄）

- 1 この細則は、公告の日から施行し、昭和 62 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の組合員の貸付に関する細則は、この細則の施行日以後の期間に係る償還について適用し、施行日前の期間に係る償還については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 6 月 17 日細則第 99 号抄）

この細則は、平成元年 6 月 17 日から施行し、平成元年 2 月 4 日から適用する。

附 則（平成 2 年 2 月 28 日細則第 102 号抄）

この細則は、平成 2 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 2 年 6 月 4 日細則第 103 号抄）

- 1 この細則は、平成 2 年 6 月 4 日から施行する。
- 2 改正後の組合員の貸付に関する細則は、平成 2 年 7 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用し、同日前に貸付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 5 月 30 日細則第 109 号抄）

- 1 この細則は、平成 3 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 改正後の組合員の貸付に関する細則は、平成 3 年 7 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用し、同日前に貸付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 4 月 13 日細則第 113 号抄）

この細則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 2 月 12 日細則第 116 号抄）

- 1 この細則は、平成 5 年 3 月 1 日から施行し、平成 5 年 1 月 1 日から適用する。ただし、改正後の組合員の貸付に関する細則（以下「改正後の細則」という。）第 8 条の 2 第 1 項の規定は同年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 改正後の細則第8条の2第1項の規定は、施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年1月14日細則第118号抄）

この細則は、平成6年1月14日から施行し、平成6年1月1日から適用する。

附 則（平成6年5月30日細則第122号抄）

この細則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成7年2月14日細則第123号抄）

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月26日細則第124号抄）

この細則は、平成7年7月26日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

附 則（平成7年9月4日細則第125号抄）

この細則は、平成7年9月5日から施行し、平成7年8月1日から適用する。

附 則（平成8年2月14日細則第126号抄）

- 1 この細則は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 改正後の細則第8条の規定は、平成8年4月1日以後に貸付ける貸付金から適用し、同日前に貸付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月21日細則第127号抄）

この細則は、平成8年3月21日から施行する。

附 則（平成9年2月13日細則第129号抄）

この細則は、平成9年4月1日から施行し、平成9年4月1日以後に貸付ける貸付金から適用する。

附 則（平成10年2月17日細則第132号抄）

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日細則第134号抄）

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月26日細則第136号抄）

この細則は、平成12年6月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年11月7日細則第137号抄）

この細則は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成13年2月27日細則第138号抄）

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 改正後の組合員の貸付に関する細則は、施行日以後に貸付ける貸付金から適用し、施行日前に貸付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年2月26日細則第139号抄）

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月8日細則第141号抄）

この細則は、平成14年7月8日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月3日細則第145号抄）

この細則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年2月24日細則第149号抄）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月20日細則第153号抄）

この細則は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日細則第 156 号抄）

この細則は、平成 18 年 3 月 24 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に貸付ける貸付金について、第 2 条の規定は、平成 18 年 6 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用し、各条の適用日前に貸付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 1 日細則第 162 号抄）

- 1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の組合員の貸付に関する細則は施行日以後に貸付ける貸付金から適用し、施行日前に貸付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 9 月 3 日細則第 164 号抄）

この細則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 23 日細則第 174 号抄）

この細則は、平成 21 年 2 月 23 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 24 日細則第 181 号抄）

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の組合員の貸付に関する細則第 2 条第 3 号の規定及び借入状況等申告書(様式第 8 号)は、平成 22 年 8 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用する。

附 則（平成 23 年 5 月 30 日細則第 186 号抄）

この細則は、平成 23 年 5 月 30 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日細則第 190 号抄）

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日細則第 192 号抄）

この細則は、平成 25 年 2 月 28 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用する。

附 則（平成 26 年 2 月 26 日細則第 193 号抄）

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程の一部を改正する規程（平成 26 年 2 月 26 日佐共規程第 459 号）による改正前の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程第 13 条の規定により抵当権を設定していた借受人に対し、登記の抹消に必要な書類を交付する。

附 則（平成 27 年 10 月 14 日細則第 199 号抄）

この細則は、平成 27 年 10 月 14 日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 2 月 29 日細則第 200 号抄）

- 1 この細則は、平成 28 年 2 月 29 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に貸付ける貸付金について適用する。
- 2 適用日より前に貸付けた修学貸付については、なお、従前の例による。

附 則（平成 31 年 4 月 22 日細則第 213 号抄）

この細則は、平成 31 年 4 月 22 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 24 日細則第 219 号抄）

この細則は、令和 2 年 6 月 24 日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日以後に貸し付ける貸付金について適用する。

附 則（令和 4 年 2 月 18 日細則第 222 号抄）

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 31 日細則第 223 号抄）

- 1 この細則は、令和 4 年 10 月 31 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 規程第 5 条第 1 項第 1 号ハに掲げる職員である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる報酬の額

は、適用日以後施行の日までの間に既に貸し付けた貸付け及び貸付けを決定した貸付けについては、この細則による改正前の給料の額を報酬の額とみなして、この細則による改正後の細則の規定を適用する。

別表第1（第3条の2関係）（平18細則154・一部改正，令2細則219・全部改正）

貸付申込書に添付する書類

貸付区分		添付書類
高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付		借入状況等申告書（様式第8号）
普通貸付		見積書、契約書の写
住宅貸付	住宅の新築増改修	1 住宅建設計画書（様式第9号） 2 確認済証又は建築工事届の写（10㎡未満の増改築修理の場合は不要） 3 建築業者の工事見積書 4 建築工事者との工事請負契約書の写 5 平面図、配置図、見取図（設計責任者の氏名押印あるもの） 6 住宅及び住宅の敷地の登記簿謄本（新築の場合は住宅の敷地の登記簿謄本） 7 新築の場合は資産証明書
	住宅の購入	1 住宅建設計画書（様式第9号） 2 売買契約書の写 3 平面図、見取図 4 住宅及び住宅の敷地の登記簿謄本 5 資産証明書
	住宅の敷地の購入	1 住宅建設計画書（様式第9号） 2 売買契約書の写 3 地積測量図、見取図 4 農地転用の場合は転用許可証の写 5 住宅の敷地の登記簿謄本 6 資産証明書
災害貸付	住宅の建築	1 り災証明書 2 住宅貸付各区分に掲げる書類
	家財の購入修理	1 り災証明書 2 見積書
	盗難	盗難届出証明書
在宅介護対応住宅貸付		1 在宅介護対応住宅構造申立理由書 2 平面図、立面図（昇降機等の場合） 3 見積書 4 契約書
特別貸付	医療	1 長期療養についての医師の証明書 2 領収書又は見積書若しくは経費の内訳書
	入学	1 合格通知書又は入学許可書の写 2 入学案内書又は貸借借契約書の写 3 被扶養者でない子の場合の子の戸籍抄本 4 費用明細書
	修学	1 在学証明書 2 入学案内書又は貸借借契約書の写 3 被扶養者でない子の場合の子の戸籍抄本 4 費用明細書
	結婚	1 結婚前貸付の場合は媒酌人の証明書又は式場の予約証明書 2 結婚後貸付の場合は戸籍抄本 3 組合員以外の結婚の場合は組合員との続柄を証明する書類 4 費用明細書
	葬祭	1 埋火葬許可証の写 2 故人との続柄確認書類 3 費用明細書

様式第1号（第7条関係）（平12細則137・追加，令2細則219・全部改正）

作成

貸付金送金通知書

下記のとおり、貸付金を送金しましたのでお知らせします。

（所属所名）

（部課署名）

（氏名）

送 金 日			
送 金 額		円	
送 金 先	銀 行 名		
	支 店 名		
	預 金 種 目	口座番号	
口座名義人			

貸付番号		貸付種類	
貸付日		貸付額	円

（所属所）（証番号）（部課署）

様式第2号（第9条関係）（平12細則137・令4細則222・全部改正）

工 事 着 工 届

年 月 日 組合員貸付規程による貸付を受けましたが、
年 月 日 工事に着手しましたので、お届けします。
なお、工事完了予定は、年 月 日 頃です。

年 月 日

佐賀県市町村職員共済組合理事長 様

所 属 所
組 合 員 証 番 号
住 所
氏 名

工 事 施 工 者
住 所
氏 名
電 話 番 号

(注) 新築のときは、基礎工事着手時を着工時期とします。
その他のときは、業者が工事を始めたときを着工時期とします。

様式第3号（第9条関係） （平12細則137・全部改正，平18細則156・一部改正，令4細則222・全部改正）

<h2 style="margin: 0;">工事（購入）完了届</h2> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">佐賀県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="margin-top: 20px;">所 属 所</p> <p style="margin-top: 5px;">組 合 員 証 番 号</p> <p style="margin-top: 5px;">住 所</p> <p style="margin-top: 5px;">氏 名</p> <p style="margin-top: 20px;">佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程第3条第 項による貸付を受けましたが、その工事（購入）が完了しましたので、お届けします。</p>			
貸付番号		貸付額	万円
貸付事由	住宅の新築・増築・改築・修理・購入・宅地の購入		
貸付年月日	年 月 日		
完了年月日	年 月 日 竣工、購入		
登記完了	年 月 日 別紙登記簿謄本のとおり		
所在地			
所在地 の略図			

（注） 所在地の略図には、目印となるものを明記してください。

様式第4号（第11条関係）（平16細則149・令4細則222・全部改正）

償還金払込書

当所属の組合員から、組合員貸付金の繰上げ償還の申し出がありましたのでお届けします。

年 月 日

所属所長

佐賀県市町村職員共済組合

理事長

様

組合員証記号・番号	組合員氏名	組合員貯金自動振替
		有 ・ 無
貸付番号	償還区分	償還申出額
	一部・全部	円

- 1 この償還金払込書は、毎月10日までに提出してください。
- 2 償還区分欄及び組合員貯金自動振替欄については、該当するものに○を付けてください。
- 3 償還区分「一部」の場合は、共済組合貸付担当へ事前に照会した額又は万単位の額を記入してください。
- 4 組合員貯金自動振替「有」の場合は、併せて「貸付償還金自動振替申出書」を提出してください。

様式第5号（第12条関係）（平12細則137・全部改正，平成14細則141・一部改正，令2細則219・令4細則222・全部改正）

<h2 style="margin: 0;">償 還 猶 予 申 出 書</h2> <p style="margin: 10px 0;">組合員証記号 ・ 番号</p> <p style="margin: 10px 0;">申 出 人 氏 名</p> <p style="margin: 20px 0;">佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程第14条第5項に基づき、育児休業又は介護休業期間中について償還の猶予を希望しますので、下記により申し出ます。</p> <p style="margin: 10px 0;">記</p>	
育児休業期間 介護休業期間	年 月 日 から 年 月 まで
猶 予 期 間	年 月 日 から 毎 月 償 還 回 年 月 日 から ボ ー ナ ス 償 還 回
猶 予 対 象 貸 付	普通 ・ 住宅 ・ 災害（家財・住宅・再貸付）・在宅介護対応住宅 特別（医療・入学・修学・結婚・葬祭）
償 還 猶 予 額	毎 月 円 × 回 = 円 ボ ー ナ ス 時 円 × 回 = 円 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">計 円</div>
返 済 方 法	定期償還と併せて返済 毎 月 償 還： 年 月 から 年 月 まで ボ ー ナ ス 償 還： 年 6・12 月 から 年 6・12 月 まで
<p style="text-align: center;">上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">佐賀県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">所属所長</p>	

（注）「猶予対象貸付」の欄は、現在借り受けている貸付種別のうち該当するもの全てを○で囲むこと。

様式第6号（第13条関係）（平12細則137・令4細則222・全部改正）

組合員貸付金未償還額証明書

元組合員氏名			元所属所		
住 所					
貸付金の種類			貸付金額	円	
償 還 期 間	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">月間据置 月</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>				
償 還 金 額	元 金	円	利 息	円	
未 償 還 金 額	元 金	円	償還済期間	・ ・ まで償還済	
<p>上記のとおり未償還額があることを証明します。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">所属組合長</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名</p>					

様式第7号(第14条関係（平14細則141・追加，令2細則219・令4細則222・全部改正）

借換貸付に係る事前確認申出書兼通知書

貸付種類	普通・住宅・特別（医療・入学・修学・結婚・葬祭）・災害（家財・住宅・再貸付）		
借用事由			
金額	円	申出年月日	年 月 日
借入金融機関		借入予定年月日	年 月 日
申込人	元の所属所名		
	現住所		
	氏名	生年月日	年 月 日
	組合員証番号	組合加入年月日	年 月 日
	派遣時の給料月額	（ 職 級 号） 円	
(派遣元の) 所属所長確認	上記記載事項は、事実と相違ないことを認めます。 年 月 日 所属所長		

- (注) 1 貸付種類に○を付してください。
 2 借換えは、派遣期間終了後3月以内に貸付けの申込みをしてください。
 3 貸付金利率及び貸付限度額については、借換えに係る貸付けの申込みをしていただいた時点での貸付規程が適用されます。
 4 貸付けの対象となる金額は、貸付申込時の金融機関等が発行する残高証明書の額の範囲内です。

貸付けの可・否	貸付けを認める
	貸付けを認めない (理由)
貸付対象金額	円
確認年月日	年 月 日
共済組合確認	年 月 日 佐賀県市町村職員共済組合 理事長

様式第8号（表）（平23細則186・平25細則192・平31細則213・令2細則219・令4細則222・令4細則223・全部改正）

借入状況等申告書

1 借入状況

※ 他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	有・無	銀行	有・無	その他公庫	有・無	労働金庫	有・無
信用金庫	有・無	信用組合	有・無	消費者金融	有・無	信販会社	有・無
地方公共団体による 地宅金融	有・無	互助会	有・無	個人	有・無	その他	有・無

※ 上記で「有」に○印したのものについて、以下に記入してください。

借入状況等 記入欄	借入先	借入日	借入額 (万円)	現在の残高 (円)	償還額 (円)	
					毎月	ボーナス
既借入分						
	計					(A)
新規分						
	計					(B)

借入状況等 記入欄	貸付種類	借入日	借入額 (万円)	現在の残高 (円)	償還額 (円)	
					毎月	ボーナス
既借入分	貸付					
	貸付					
	貸付					
	貸付					
計					(C)	(H)
新規分	貸付					
	貸付					
計					(D)	(I)

毎月の償還額 (A)+(B)+(C)+(D)=	(E)	ボーナス償還額 (F)+(G)+(H)+(I)=	(J)
-------------------------	-----	--------------------------	-----

2 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額 (E)	給料月額 (K)	貸付申込月の正規の勤務時間 (X) *	貸付申込月の休業予定時間 (Y) *	割合 [E ÷ (K × (1 - (Y ÷ X))) × 100]
円	円	時間	時間	%

* 貸付申込月の正規の勤務時間 (X) 及び貸付申込月の休業予定時間 (Y) は、部分休業中の場合に記入してください。

※ 給料月額 (K) に対する毎月の償還額 (E) の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

※ 令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員については、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。

※ 部分休業中の場合は、減額後の給料 (又は報酬) 月額 (K × (1 - Y/X)) に対する毎月の償還額 (E) の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

3 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額 [E × 12 + J × 2] (L)	年収額 [K × 12 + K × 4] (M)	割合 [L ÷ (M × (1 - (Y ÷ X))) × 100]
円	円	%

※ 年収額 (M) に対する年間償還額 (L) の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

※ 部分休業中の場合は、減額後の年収額 (M × (1 - Y/X)) に対する年間償還額 (L) の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

私の借入状況は上記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- この申告について、所属所長が確認すること。
- 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従います。

年 月 日

佐賀県市町村職員共済組合理事長 様

申込人氏名 _____ 印 _____

※ 申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。

様式第8号（裏）（平23細則186・平25細則192・平31細則213・令2細則219・令4細則223・全部改正）

記入上の注意

- 1 「1 借入状況」中、「他の金融機関等からの借入状況記入欄」
 - (1) 既借入分については、申込日現在において他の金融機関等から借入れをしているすべてのものについて記入してください。

また、新規分については、今回の共済組合貸付と同一事由により、住宅金融支援機構、銀行等から借入れを行うすべてのものについて記入してください。
 - (2) 他の金融機関等から既に借入れている場合又は新規借入をする場合は、申込日の属する月の返済額が確認できる書類（融資決定通知書、償還表等）の写しを添付してください。

また、以前に共済組合から貸付けを受けたときに申告した他の金融機関等からの借入れが完済した場合は、その完済がわかる書類（完済証明、登記簿謄本（乙区欄）等）の写しを添付してください。
 - (3) 申込人が連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入れを行う場合も、この「借入状況」に記入してください。

この場合は、申込人が実際に支払う額にかかわらず、債権者に支払うべき毎月の返済額の1/2及びボーナス時の返済額の1/2の金額をそれぞれ「償還額」として記入してください。
(連帯債務者が3人以上いる場合も、債権者に支払うべき額の1/2を記入してください。)
- 2 「1 借入状況」中、「共済組合からの借入状況記入欄」
 - (1) 償還額については、早見表による金額を記入してください。
 - (2) 修学貸付に係る償還額は、利息のみの償還中であっても、元金償還据置き終了後の毎月の償還額を記入してください。
- 3 「2 給料月額に対する毎月の償還額の割合」欄
 - (1) 貸付申込月の正規の勤務時間(X)及び貸付申込月の休業予定時間(Y)は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料（又は報酬）の一部が減額されている場合に記入してください。
 - (2) 給料（又は報酬）月額（部分休業等により減額されている場合には減額後の給料（又は報酬）月額に対する毎月の償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
- 4 「3 年収額に対する年間償還額の割合」欄

年収額に対する年間償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。

また、年間償還額は、毎月の償還額の12倍にボーナスの償還額の2倍を加えた額としてください。

年収額は、給料（又は報酬）月額（部分休業等により減額されている場合には減額後の給料（又は報酬）月額）の12倍に期末手当等の額（実支給額にかかわらず給料（又は報酬）月額（部分休業等により減額されている場合には減額後の給料（又は報酬）月額）の4倍）を加えた額としてください。
- 5 その他
 - (1) 給与（若しくは報酬）の差押を受けている間は、貸付けを行いません。
 - (2) 給料（又は報酬）の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料（又は報酬）の一部の支給が停止されているときは、貸付けを行いません。
 - (3) 必要に応じてその他確認資料の提出を求めることがあります。

様式第9号（平15細則145・追加，平21細則174・一部改正，令4細則222・全部改正）

住 宅 建 設 計 画 書

所 属 所		氏 名	
貸 付 申 込 物 件	所 在 地		
	申 込 事 由	住宅の新築・増築・改築・修理・住宅の購入・宅地の購入	
	住 宅 の 構 造	造 葺 階建	床面積 1階 m ² 2階 m ² 合計 m ²
	増 改 築 部 分	工事面積 m ² 既存部分との合計 m ²	
	敷 地	自己所有・購入予定・借地（ 名義）	面積 m ²
同 居 家 族	祖父・祖母・父・母・兄・姉・弟・妹・配偶者・子供	合計 人	
建築・購入後の登記名義人			
工 事 等 の 予 定		着工 年 月 日	完了・購入 年 月 日
工事施行者又は売渡人			
宅地購入後の住宅建築予定		年 月 日	※ 貸付後5年以内に住宅を建築すること。
現 住 宅	現 住 所		
	同 居 家 族	祖父・祖母・父・母・兄・姉・弟・妹・配偶者・子供	合計 人
	住 宅 の 名 義	自己所有・親族所有（氏名 続柄）・借家	
	住 宅 の 構 造	造 葺 階建	床面積 1階 m ² 2階 m ² 合計 m ²
処 分 方 法		売却・解体・返還・その他（ ）	
資 金 計 画	借 入 先	借 入 金 額	償 還 期 間 抵 当 権 設 定 の 有 無
	共 済 組 合 借 入 金	円	年 月
	自 己 資 金	円	
	住 宅 金 融 支 援 機 構	円	年 月 有 ・ 無
		円	年 月 有 ・ 無
	合 計	円	※ 建築（購入）にかかる総額
代 金 支 払	住 宅	円	年 月 日 支払（予定）
		円	年 月 日 支払（予定）
		円	年 月 日 支払（予定）
		円	年 月 日 支払（予定）
	宅 地	円	年 月 日 支払（予定）
		円	年 月 日 支払（予定）
		円	年 月 日 支払（予定）
合 計	円	※ 契約書の記載及び上記「資金計画」の合計と同一額	
備 考			